

ウメ枝枯病斑形成枝の粉砕機利用による防除

果樹試験場 うめ研究所

【研究のねらい】

ウメ枝枯病の病斑ができた枝を園内に放置すると長期間伝染源となる恐れがあります。一方、ウメ剪定枝は粉砕機（チップパー）による有機物補給としての利用が普及しつつあります（写真）。そこで、病斑のできた枝の処分方法として粉砕機による粉砕の有効性を検討します。

【研究の成果】

- ①ウメ枝枯病の病斑ができた枝をそのままウメ園内に放置した場合、感染する期間（6～9月）を含む長期間胞子を形成しますが、粉砕するとほとんど胞子はできません（図1）。
- ②病斑ができた枝をそのまま園内に放置後、ウメ苗に接触させておくと発病が増加します。しかし、粉砕して放置したものを接触させても発病は少なく無接種と差がありません（図2）。

【成果の活用面・留意点】

- ①枯枝や病斑ができた枝の粉砕物は伝染源にならないので、粉砕機による粉砕はウメ枝枯病伝染源を減少させることができます。
- ②粉砕した枝をすぐにウメ樹冠下に施用すると生育に影響があるので、50日程度放置した後に行います。



写真 粉砕機による粉砕と放置4ヶ月後（6月）の粉砕枝（右上）

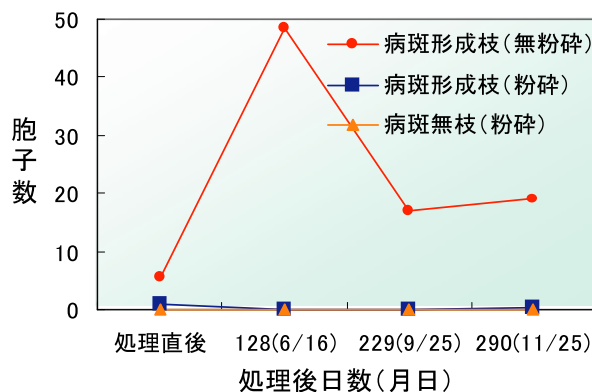


図1 園内に放置した粉砕枝での胞子形成の推移

* 2/8から園内に放置。胞子数は100倍20視野の合計値

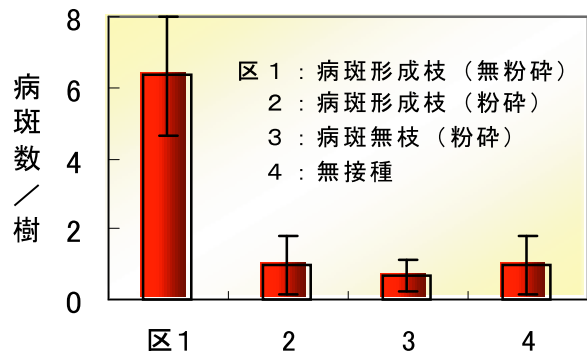


図2 園内に放置した粉砕枝のウメ1年生苗への接種による発病

* 2/8-6/16まで園内に放置した病斑のできた枝（粉砕、無粉砕）を6/16～調査時まで苗の枝に接触させた。11/20調査

(問い合わせ先 TEL: 0739-74-3780)